

令和 6 年度事業計画

八戸水先区水先人会

本会は法人水先人会として平成 19 年 4 月 1 日に設立され会則第 3 条に会の設立目的、第 4 条に会の事業を規定している。令和 6 年度には次の事業を行う。

1. 重点事業

令和 6 年度は、水先法の目的に鑑み会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行により利用者の信頼に応え得る本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備並びに公明化を重点事業として推進する。

2. 各事業

令和 6 年度は、次の具体的事業を行う

(1) 適正化事業

- ①会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ②会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ③品質向上に関する各委員会における検討の実施
- ④ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
- ⑤公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備
- ⑥日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認める事業への協力

(2) 海難防止対策及び水先人の養成関連事業

- ①海難防止に関する検討及びヒヤリハットの共有と有効利用、水先人会における所要の養成関連事業の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進
- ②日本水先人会連合会が行う水先人の確保に関する必要な施策への協力

(3) 業務取次窓口業務

- ①会員のする水先業務の引受に関する的確な実施
- ②会員のための料金收受事務の的確な実施

(4) その他の事業

水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開及び官公署、関係諸団体との連絡協議

以上